



平成 30 年度文化庁委託事業「劇場・音楽堂等基盤整備事業」

「劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業」募集要項

1 主催

文化庁、公益社団法人全国公立文化施設協会

2 事業の目的

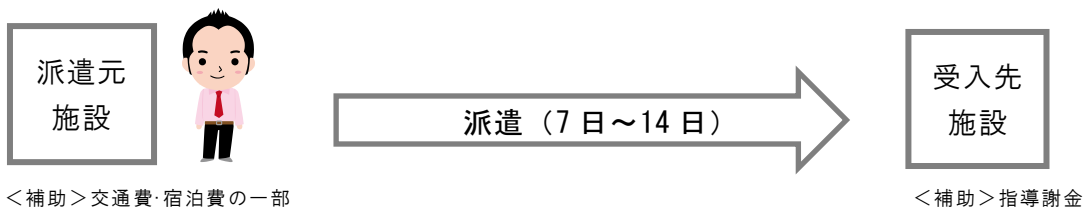
劇場・音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の担当職員に他の劇場・音楽堂等での実務研修の機会を提供することによって、劇場・音楽堂等の活性化と地域の文化芸術活動の充実を図ることを目的とします。

3 事業の内容

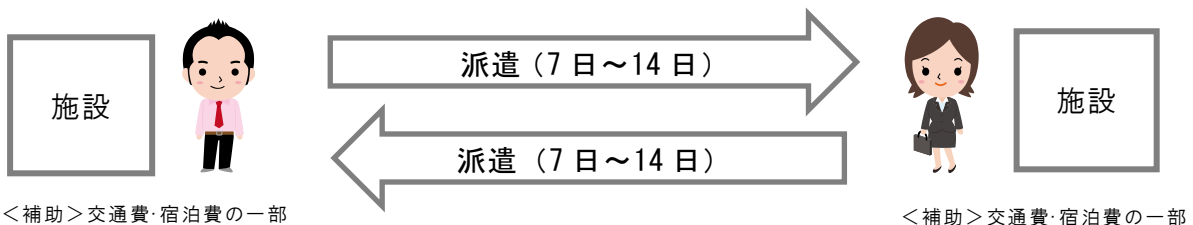
(1) 劇場・音楽堂等の職員を研修生として他の劇場・音楽堂等に短期間派遣する「実務者派遣研修〈A型〉」や施設相互に短期間派遣する「実務者相互派遣研修〈B型〉」、及び中期間実務者を交換し実務に従事しながら研修を行う「実務者交換研修〈C型〉」等の交流研修を実施します。

(2) 当事業には、以下の3種類の研修があります。

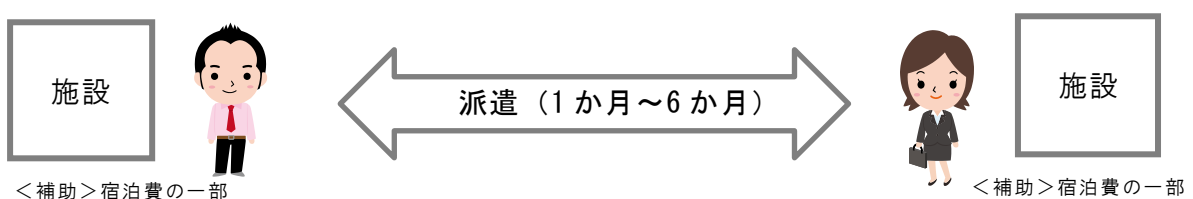
① 実務者派遣研修〈A型〉（短期）



② 実務者相互派遣研修〈B型〉（短期）



③ 実務者交換研修〈C型〉（中期）



(3) 研修生の派遣に伴う費用を、公益社団法人全国公立文化施設協会（以下「全国公文協」という）が補助します。

- ① 研修生の交通費（実務者派遣研修〈A型〉、実務者相互派遣研修〈B型〉）
- ② 研修生の宿泊費の補助（実務者派遣研修〈A型〉、実務者相互派遣研修〈B型〉、実務者交換研修〈C型〉）
- ③ 指導員に対する指導謝金（実務者派遣研修〈A型〉）

(4) 研修生の派遣を希望する施設・団体（以下「派遣元」という）、または受入れを希望する施設・団体（以下「受入先」という）のどちらからでも応募できます。

(5) 「実務者派遣研修〈A型〉」の派遣希望施設、受入希望者が未定の場合は、全国公文協がマッチングを行うことも可能です（状況によりご希望に添えない場合もあります）。
「実務者相互派遣研修〈B型〉」、「実務者交換研修〈C型〉」につきましては、交換先の施設・団体を調整の上ご応募ください。

(6) 応募多数の場合は、書類選考を行います。実務者相互派遣研修〈B型〉、実務者交換研修〈C型〉については、双方の参加希望者の応募内容から総合的に判断いたします。

(7) 同一の研修内容で、本研修と文化庁の他の助成事業に重複して参加することはできません。

＜重複して参加することのできない事業＞

- ① 文化庁 平成30年度文化芸術振興費補助金

「劇場・音楽堂等機能強化推進事業—地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業—」（独立行政法人日本芸術文化振興会受託）の支援決定施設が行う人材養成事業

- ② 文化庁 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業「実演芸術連携交流事業」

平成30年度国内専門家フェローシップ制度（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会受託）

- ③ その他文化庁の助成を受けている事業

ホールが文化庁の助成を受けて実施している研修事業と本研修に同一内容で重複して参加することはできません。研修で携わる公演事業等が文化庁の助成を受けている（例：文化庁の助成を受けている自主制作オペラ公演の制作業務を学ぶ）ということに関しては問題ありません。

4 事業実施期間

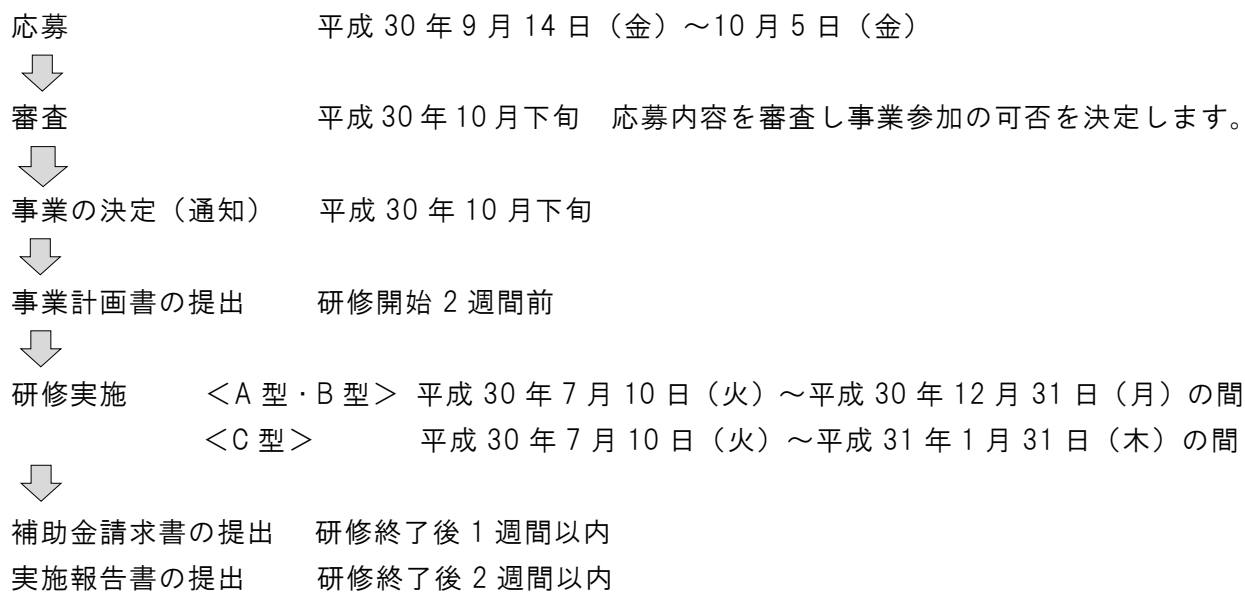
- 実務者派遣研修〈A型〉・実務者相互派遣研修〈B型〉

平成30年7月10日（火）から平成30年12月31日（月）のうち、7～14日間程度。

- 実務者交換研修〈C型〉

平成30年7月10日（火）から平成31年1月31日（木）のうち、1～6か月間程度。

5 事業の流れ



※ 研修終了後にご提出いただく報告書等を基に、事業実施報告書を作成し、全国公文協ホームページに掲載する予定です。

また、報告書等は、全国公文協が実施する研修会等で活用する場合があります。

6 事業内容

① 実務者派遣研修 <A型> (短期)

地域の劇場・音楽堂等において、アートマネジメント及び舞台技術を担当している中堅職員を、優れた活動を行っている他の劇場・音楽堂等に派遣し、実務研修や交流を行います。

	派遣元		受入先	
対象者	研修生 地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、原則として3年以上の実務経験を有する者。		指導員 地域の劇場・音楽堂等の企画、運営、舞台技術に関して優れた活動を行い、劇場・音楽堂等において、一定期間、指導者の任に就ける者。	
補助額	交通費	研修生が移動する際に必要な、往復の交通費を支給します （経済的かつ合理的な経路に限ります）。 ①宿泊を伴わない場合 派遣元最寄り駅（研修生の勤務先又は自宅のうち受入先に近い方）から受入先最寄り駅までの往復交通費×研修日数分 ②宿泊を伴う場合 派遣元最寄り駅（研修生の勤務先又は自宅のうち受入先に近い方）から受入先最寄り駅までの交通費×1往復分 受入館からさらに他の施設へ移動する際の交通費は対象外となります。飛行機利用の場合は、領収書等金額の証明となる書類（写）を提出してください。	指導謝金	指導1日につき上限15,300円。 指導のために要した日数、時間数、研修内容を記載した研修日報を提出していただき、確認できる場合に支給します。
	宿泊費	宿泊を伴う場合に支給します。 研修生の研修先での宿泊費の2分の1、かつ3万円を限度とします。 宿泊費の領収書（写）を提出してください。	/	
様式	様式1（派遣元用）		様式2（受入先用）	
	応募時に派遣元と受入先が決定している場合、派遣元が応募書類をご提出ください。			

② 実務者相互派遣研修 <B型> (短期)

劇場・音楽堂等に勤務する職員を相互に派遣し、共通の問題の改善・向上を目的に、実務研修や交流を行います。

対象者	<p>研修生</p> <p>地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、原則として3年以上の実務経験を有する者。</p>	
補助額	交通費	<p>研修生が移動する際に必要な、往復の交通費を支給します（経済的かつ合理的な経路に限ります）。</p> <p>①宿泊を伴わない場合 派遣元最寄り駅（研修生の勤務先又は自宅のうち受入先に近い方）から受入先最寄り駅までの往復交通費×研修日数分</p> <p>②宿泊を伴う場合 派遣元最寄り駅（研修生の勤務先又は自宅のうち受入先に近い方）から受入先最寄り駅までの交通費×1往復分</p> <p>受入先からさらに他の施設へ移動する際の交通費は対象外となります。 飛行機利用の場合は、領収書等金額の証明となる書類（写）を提出してください。</p>
	宿泊費	<p>宿泊を伴う場合に支給します。</p> <p>研修生の研修先での宿泊費の2分の1、かつ3万円を限度とします。</p> <p>宿泊費の領収書（写）を提出してください。</p>
様式	<p>様式1（派遣元用）を相互派遣する双方の館ごとにご提出ください。</p>	

③ 実務者交換研修 <C型> (中期)

劇場・音楽堂等に勤務する職員を1か月～6か月程度の中期に渡って相互に派遣し、実務に従事しながら研修や交流を行います。

対象者	<p>研修生</p> <p>地域の劇場、音楽堂等において、原則として常勤として雇用され、企画、管理、運営、舞台技術の中心的役割を担う職員で、原則として3年以上の実務経験を有する者。</p>	
補助額	宿泊費	<p>研修生の研修先での宿泊費の実費を支給します。</p> <p>支給は、実費相当額かつ1か月当たり6万円を限度とします（1か月に満たない期間については日割計算）。</p> <p>入居・退去に必要な諸経費、駐車場費、駐輪場費、光熱水費、通信費等は支給の対象外となります。</p> <p>宿泊費の領収書（写）を提出してください。</p>
様式	<p>様式1（派遣元用）を交換派遣する双方の館ごとにご提出ください。</p>	

7 応募について

応募様式を全国公文協ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、応募期間内に、下記メールアドレスへカラーPDF ファイルにて提出してください。
(Eメールを送信できない場合は、事務局へお電話でご相談ください。)

応募期間 平成30年9月14日(金)～10月5日(金)

応募書類提出先 staff@zenkoubun.jp

〒104-0061 東京都中央区銀座 2-1-18
東京都中小企業会館 4 階
公益社団法人 全国公立文化施設協会
スタッフ交流研修事業 事務局

全国公文協ホームページ <http://www.zenkoubun.jp/>
<スタッフ交流研修事業(国内交流研修)の報告書等はこちらでご覧いただけます>
<https://www.zenkoubun.jp/training/staff.html>

8 問合せ先

公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 4 階
電話 03-5565-3030 FAX 03-5565-3050
E-mail staff@zenkoubun.jp ホームページ <http://www.zenkoubun.jp/>
担当 堀江、菅生、向井